

静岡県国民保護計画

令和8年9月
静岡県

目 次

第1章	総 論	1
第1節	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	県の責務及び計画の位置づけ	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第2節	国民保護措置に関する基本方針	5
第3節	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関等の連絡先	10
3	国民の保護に関する仕組み	10
第4節	県の地理的、社会的特徴	11
第5節	県国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急対処事態	17
第2章	平素からの備えや予防	19
第1節	組織・体制の整備等	19
第1	県における組織・体制の整備	19
1	平素の業務	19
2	職員の参集基準等	19
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
4	市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	20
5	医療提供体制の確保	20
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	連携体制の整備に当たっての基本的考え方	21
2	国の機関との連携	21
3	他の都道府県との連携	21
4	市町との連携等	22
5	指定公共機関等との連携等	22
6	自主防災組織に対する支援	22
7	ボランティア団体に対する支援	23
第3	通信の確保	24
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の通知に必要な準備	26

3	市町における警報の伝達に必要な準備	26
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
5	市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
6	安否情報システムの利用	28
7	被災情報の収集・報告に必要な準備	28
8	市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	28
第5	研修及び訓練	29
1	研修	29
2	訓練	29
第2節	避難及び救援に関する平素からの備え	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	救援に関する基本的事項	31
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
4	交通の確保に関する体制等の整備	32
5	避難施設の指定	32
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	33
第3節	生活関連等施設の把握等	35
第1	生活関連等施設の把握等	35
1	生活関連等施設の把握	35
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	35
3	市町における平素からの備え	36
第2	県が管理する公共施設等における警戒	37
第4節	物資及び資機材の備蓄、整備	38
1	国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	38
2	県が管理する施設及び設備の整備及び点検	38
3	市町及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄、整備	38
第5節	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において運転者のとるべき措置の周知徹底	39
3	市町における国民保護措置に関する啓発	39
第3章	武力攻撃事態等への対処	40
第1節	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	事前配備態勢の確立及び初動措置	40
2	県対策本部に移行する場合の調整	44
3	市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
第2節	県対策本部の設置等	45
1	県対策本部の設置	45
2	現地調整所の設置等	47

3	通信の確保	47
第3節	関係機関相互の連携	53
1	国の対策本部等との連携	53
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	53
4	他の都道府県等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	55
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
7	県が行う応援等	55
8	自主防災組織に対する支援	56
9	ボランティア活動への支援等	56
10	住民への協力要請	56
第4節	警報及び避難の指示等	58
第1	警報の通知及び伝達	58
1	警報の通知等	58
2	市町長の警報伝達の方法	58
3	関係機関への警報の流れ	59
4	緊急通報の発令	60
第2	避難の指示等	62
1	避難措置の指示	62
2	避難の指示	63
3	県による避難住民の誘導の支援等	66
4	避難実施要領	68
5	避難に伴う住民の安全確保等	69
第5節	救援	70
1	救援の実施	70
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
4	NBC攻撃等の場合において医療活動等を実施する際に 特に留意すべき事項	74
5	救援の際の物資の売渡し要請等	74
第6節	安否情報の収集・提供	77
1	安否情報の収集	77
2	総務大臣に対する報告	77
3	安否情報の照会に対する回答	78
4	日本赤十字社に対する協力	78
5	市町による安否情報の収集及び提供の基準	78
6	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	79

第7節	武力攻撃災害への対処	80
第1節	生活関連等施設の安全確保等	80
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	80
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
3	生活関連等施設の安全確保	80
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	82
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	82
第2節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	83
1	武力攻撃原子力災害への対処	83
2	NBC攻撃による災害への対処	85
第3節	応急措置等	87
1	退避の指示	87
2	知事の事前措置	87
3	警戒区域の設定	87
4	応急公用負担等	88
5	消防等に関する措置等	88
第8節	被災情報の収集及び報告	90
第9節	保健衛生の確保その他の措置	91
1	保健衛生の確保	91
2	廃棄物の処理	91
3	文化財の保護	92
第10節	国民生活の安定に関する措置	93
1	生活関連物資等の価格安定	93
2	避難住民等の生活安定等	93
3	生活基盤等の確保	94
第11節	交通規制	95
第12節	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	96
1	法で規定される赤十字標章等	96
2	法で規定される特殊標章等	97
3	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	98
第4章	復旧等	99
第1節	応急の復旧	99
1	基本的考え方	99
2	ライフラインの応急の復旧	99
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	99
第2節	武力攻撃災害の復旧	100
1	基本的考え方	100

第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	101
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	101
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	101
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	101
4	市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	101
第5章	緊急対処事態への対処	102
1	緊急対処事態	102
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	102

用語集

第 1 章 総 論

第 1 節 県の責務、計画の位置づけ、構成等

1 県の責務及び計画の位置づけ

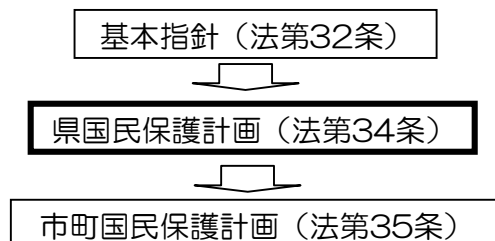
(1) 県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）の責務

状況	武力攻撃事態等
責務の内容	国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
根拠	・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令 ・「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。） ・県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、法第 34 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

国民保護計画等の体系



(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、県内における以下に掲げる事項について定める。

ア	国民保護措置の総合的な推進に関する事項
イ	県が実施する国民保護措置に関する事項 ・住民に対する避難の指示 ・避難住民の誘導に関する措置 ・県の区域を越える住民の避難に関する措置 ・その他の住民の避難に関する措置 ・救援の実施 ・安否情報の収集及び提供 ・その他の避難住民等の救援に関する措置 ・武力攻撃災害の防除及び軽減 ・緊急通報の発令 ・退避の指示 ・警戒区域の設定 ・保健衛生の確保 ・被災情報の収集 ・その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 ・生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置 ・武力攻撃災害の復旧に関する措置 ・県の委員会及び委員が実施するその所掌事務に係る国民保護措置に関する事項
ウ	国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項
エ	県内の市町の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
オ	国民保護措置を実施するための体制に関する事項
カ	国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
キ	県内における国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各章により構成する。

第1章 総論

第2章 平時からの備えや予防

第3章 武力攻撃事態等への対処

第4章 復旧等

第5章 緊急対処事態への対処

3 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

県内の市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

解説① 国民保護とは

1 武力攻撃事態と緊急対処事態

○国民保護とは、戦争やテロなどが発生した場合に国民の生命、財産等を保護し、国民生活への影響を最小限にするために国や地方公共団体が実施するものです。

○実施する内容としては、住民の避難、避難住民等への救援、戦争やテロなどの影響を最小限にする措置があります。

○国民保護法では、**想定する事態を武力攻撃事態と緊急対処事態に分けていますが**、県が実施する措置などは、武力攻撃事態と緊急対処事態では概ね共通するため、県国民保護計画では、「警報の通知及び伝達」を除き共通する計画としています。

※正確には、緊急対処事態の対処を武力攻撃事態の計画に準じて行うこととしています。

＜第5章参照＞

○武力攻撃事態

- ・我が国に対する武力攻撃が発生した事態
- ・着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃等

○緊急対処事態

- ・武力攻撃に準じる手段で多数の人を殺傷する行為が発生した事態
- ・炭疽菌やサリンの大量散布、航空機による自爆テロ等

○国民保護措置

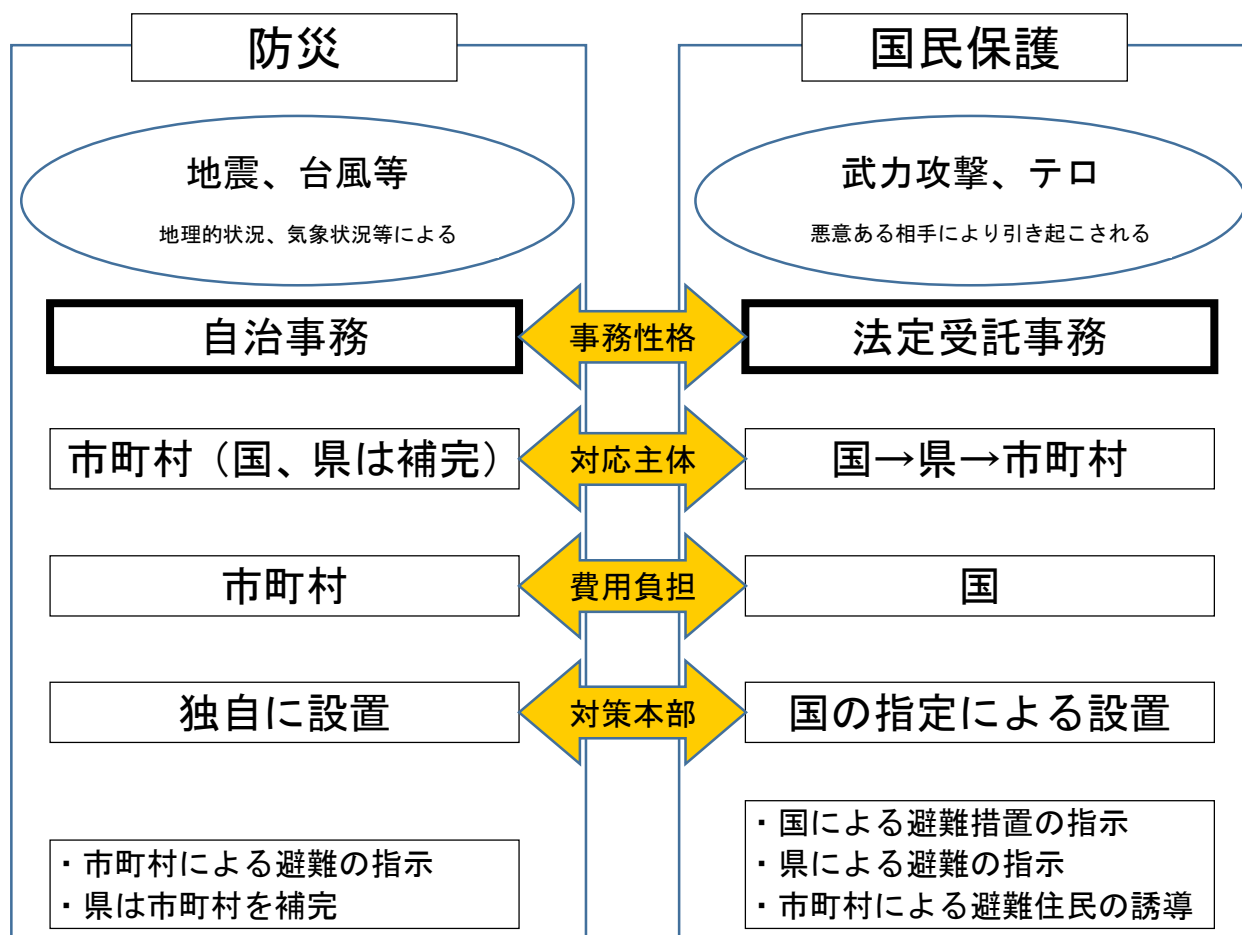
- ・住民の避難
- ・避難住民等への救援
- ・被害の最小限化措置

(武力攻撃事態と緊急処理事態の比較)

	武力攻撃事態	緊急処理事態
措置を実施する根拠となる国の方針	武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針(対処基本方針) 〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第9条第1項〕	緊急処理事態に関する対処方針(緊急処理事態対処方針) 〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1項〕
県本部名	静岡県国民保護対策本部	静岡県緊急処理事態対策本部
実施される措置	国民の保護のための措置(国民保護措置) 〔法第2条第3項〕	緊急処理事態措置 〔法172条第1項〕
措置の内容(共通)	・住民の避難 ・避難住民等への救護 ・被害の最小限化措置	

○国民保護は、法定受託事務であり、県は原則として国の指示によりこれらの措置を実施します。

○一方、防災は、自治事務であり、地方自治体が判断して対策本部の設置や住民の避難などの措置を実施します。



第2節 国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、本県が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置の実施に当たっては、特に以下の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重	・県は、国民保護措置の実施に当たっては、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。
(2) 国民の権利利益の迅速な救済	・県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。
(3) 国民に対する情報提供	・県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切に提供する。
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	・県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。
(5) 国民の協力	・県は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 ・県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体に対する支援に努める。
(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	・県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。 ・県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
(7) 高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	・県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 ・県は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	・県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 ・要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3節 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 関係機関の事務又は業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置について、おおむね以下に掲げる業務を処理する。

(1) 県

事務又は業務の大綱
1 県国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織の整備、訓練
5 警報の通知
6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10 交通規制の実施
11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 市町

事務又は業務の大綱
1 市町国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織の整備、訓練
5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
静岡労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局 中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 中部近畿産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
南関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(4) 指定公共機関

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第7号に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。

機関の名称（区分）	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
日本医師会 病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(5) 指定地方公共機関

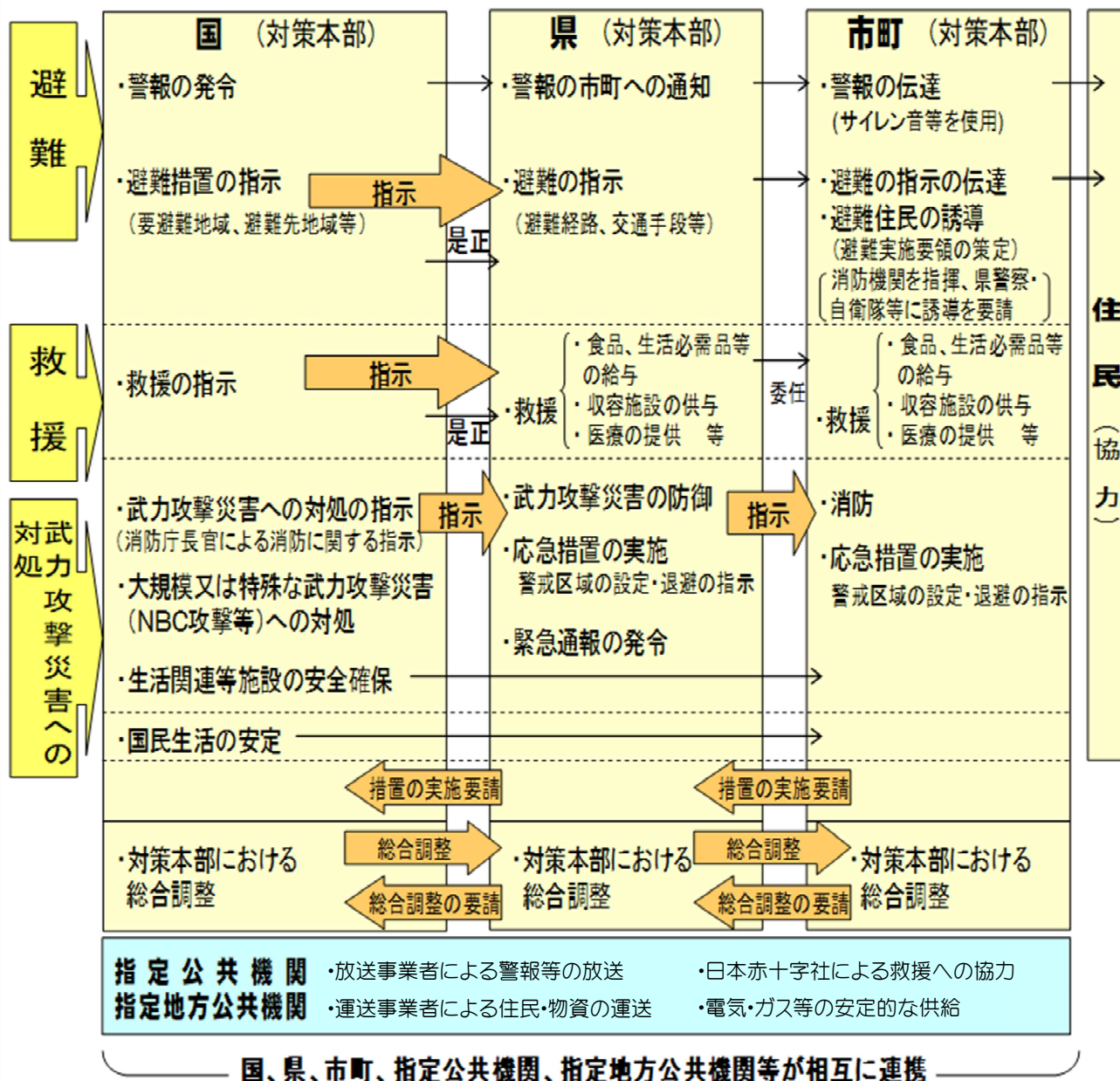
機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 株式会社富士急マリリゾート 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー 一般社団法人静岡県バス協会 伊豆急行株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 岳南電車株式会社 静岡鉄道株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者 下田ガス株式会社 伊東ガス株式会社 熱海瓦斯株式会社 御殿場ガス株式会社 静岡ガス株式会社 東海ガス株式会社 島田ガス株式会社 中遠ガス株式会社 袋井ガス株式会社 サーラエナジー株式会社 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
医療関係団体 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保
道路の管理者 静岡県道路公社	1 道路の管理

2 関係機関等の連絡先

関係機関等の連絡先については、別に定める。

＜資料「1 関係機関連絡先」＞

国民の保護に関する仕組み



第4節 県の地理的、社会的特徴

(1) 地形	・静岡県は我が国のほぼ中央に位置し、東は箱根山を境に神奈川県、西は浜名湖の西側で愛知県に接し、北は富士山を境に山梨県及び南アルプス連峰を境に長野県と接する。南は相模湾、駿河湾と遠州灘に面している。 ・東西約160km、南北約120km、面積は約7,780km²であり、海岸線の延長は約500kmの長さに及ぶ。 ・県の地形は、南へ突出した伊豆半島と御前崎、東部の富士山と中・西部の急峻な山地、それを刻む急流河川と幅狭い海岸平野、伊豆半島のリアス式海岸と中・西部の平滑な海岸、急深な駿河湾と相模湾、それにやや陸棚の発達した遠州灘で代表される。
(2) 気候	県の気候は、伊豆、富士山麓、県中部、県西部地方に大別することができ、それぞれの特徴は以下のとおりである。 ア 伊豆地方 ・年平均気温は16～17℃で沿岸地方では特に暖かい。 ・風速は南伊豆地域で全般に強く、特に冬は西よりの風が強くなる。東海岸地域では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸地域では、西ないし南西の風が多く、特に冬は季節風の影響が大きい。 イ 富士山麓地方 ・この地方は海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）・白糸（標高約500m）では、年平均気温は約13℃となっているが、富士（標高約3,776m）では約16℃である。 ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形による影響を受け、東山麓、西山麓地域では南と北の風が多く、南山麓地域では秋から春にかけては西の風が多いが、夏は南の風が多くなっている。風速は御殿場地域では一般に弱い、富士宮南部から岳南地域では風が強く、特に冬や低気圧が通過する時は強風となりやすい。 ・海拔300～400m以上では霧が発生することが多い。 ウ 県中部地方 ・年平均気温は平野部では約16℃である。 ・風は年間を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が多く、御前崎付近では、西の風と北東の風が多い。冬の季節風は静岡市付近では長続きせず、山岳部では一般に弱い、大井川下流から南では西よりの風が強く、特に御前崎付近では強風が数時間吹き続くことも珍しくない。しかし、静岡では春から秋にかけて日中は南よりの風が吹くことが多い。 エ 県西部地方 ・年平均気温は平野部では15～16℃となっている。しかし、山間部では平均気温は0.5～1℃位低くなっているが、夏には県の最高気温を記録することがある。 ・冬は、ひと月で2～3日の強風が吹くが、春から秋にかけては一般に風速は弱い。 ・遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。

(3) 人口分布	・静岡県の人口は、太平洋岸の海岸部を中心とするＪＲ東海道本線沿いに集中している。 ・県北部の山間部においては、南アルプスや富士山麓を中心とした急峻な山岳部が存在しており、人口分布は、まばらである。 ・県東部地域においては、三島市、沼津市、富士市を、県中部地域においては静岡市を、県西部地域においては浜松市を中心に人口密集地域が広がっている。 ・伊豆地域においては、熱海市、伊東市、下田市の海岸部を中心とした狭い地域に集中している。
(4) 道路の位置等	県内の主要な道路は以下のとおりである。 ア 高規格道路 ・県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県に繋がる東名・新東名高速道路（整備中） ・伊豆半島を縦断して東名・新東名高速道路に繋がる伊豆縦貫自動車道（整備中） ・県の中部地区を縦断して山梨県、長野県に繋がる中部横断自動車道（暫定２車線供用済） ・県の西部地区を縦断して長野県に繋がる三遠南信自動車道（整備中） ・県中部に位置し、陸・海・空の交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路（整備中） イ 一般国道 ・県内を東西に横断して神奈川県及び愛知県と繋がる国道１号 ・県の中部地区から南北に縦断して山梨県に繋がる国道５２号、国道１３９号 ・県の東部地区から南北に縦断して神奈川県に繋がる国道２４６号、東西に横断して山梨県と繋がる国道１３８号 ・下田市から伊豆半島の東海岸沿いを通り神奈川県に繋がる国道１３５号 ・浜松市から南北に縦断して愛知県に繋がる国道２５７号 ・静岡市から中山間地域を抜けて愛知県に繋がる国道３６２号 ・このほか、伊豆半島の中央部を縦断する国道４１４号、伊豆半島の西海岸を通る国道１３６号、県中部と西部を結ぶ国道１５０号、県中部を縦断する国道４７３号などがある。
(5) 鉄道、港湾及び空港の位置等	ア 鉄道 ・首都圏と近畿圏を結ぶＪＲ東海道新幹線及びＪＲ東海道本線がある。 ・伊豆半島には、熱海市と伊東市を結ぶＪＲ伊東線、伊東市と下田市を結ぶ伊豆急行、三島市と伊豆市を結ぶ伊豆箱根鉄道が南北に延びている。 ・県中部には、島田市と川根本町を結ぶ大井川鐵道、県西部には掛川市と湖西市を結ぶ天竜浜名湖鐵道があるほか、富士市内、静岡市内、浜松市内には、それぞれ岳南電車、静岡鐵道、遠州鐵道がある。 イ 港湾 ・港湾は、国際拠点港湾の清水港、重要港湾の田子の浦港、御前崎港のほか、地方港湾として、熱海港、伊東港、下田港、松崎港、宇久須港、土肥港、沼津港、大井川港、浜名港の９港がある。

	ウ 空港 ・ 空港は、牧之原市と島田市にかけて静岡空港が設置されている。 ・ 2,500mの滑走路一本を有し、国内線及び国際線が就航している。
(6) 原子力発電所の位置等	・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所が御前崎市佐倉に所在しており、5基の原子炉（うち、2基の原子炉は廃止措置中）が設置されている。
(7) 石油コンビナートの位置等	・ 静岡市清水区の清水港に清水地区石油コンビナートが所在している。 ・ 規模は、面積 1.138 k m²、特定事業所数 12 である。
(8) 自衛隊施設等の位置等	・ 静岡県内には、東部に陸上自衛隊東富士演習場、富士・滝ヶ原・板妻・駒門の各駐屯地及び在日米軍富士営舎地区等が、中部に航空自衛隊静浜基地が、西部に航空自衛隊浜松基地、御前崎分屯基地が所在している。

第5節 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。

○武力攻撃事態の類型ごとの特徴と留意点

類型	特徴と留意点
(1) 着上陸侵攻	侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。 特徴 ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 ・なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 留意点 ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 ・ダムが破壊された場合、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
(2) グリラや特殊部隊による攻撃	ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。 特徴 ・県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、

	橋りょう、ダム、原子力発電所などに対する注意が必要である。 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾 以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 留意点 ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消防機関（消防組織法第9条に規定する消防本部、消防署及び消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
(3) 弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイル（放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイル）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。 特徴 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC（核（Nuclear）又は生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）をいう。以下同じ。）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 留意点 ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
(4) 航空攻撃	重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。 特徴 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えら

	れる。 • 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 留意点 • 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
--	--

○特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の種類と特徴

種類	特徴
(1) 核兵器等	核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。 特徴 • 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 • 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 • ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害

	と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
(2) 生物兵器	細菌、ウィルスなどの生物剤を、爆弾等を用いて散布する兵器。生物剤には、天然痘ウィルス、コレラ菌、炭疽菌などがある。 特徴 - 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 - 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 - 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
(3) 化学兵器	毒性物質などの化学剤を使用する兵器。化学剤としては、ホスゲン（窒息性）、塩化ピクリン（催涙性）、イペリット（糜爛性）、青酸（中毒性）、サリン（神経性）などがある。 特徴 - 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 国、県、市町等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

○緊急処理事態の類型と特徴

類型	特徴
(1) 危険物質を有する施設等への攻撃	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃(原子力発電所の爆破、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊等)が行われる事態 特徴 - 原子力発電所が攻撃を受けた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 - また、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 - 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 - 危険物積載船が攻撃を受けた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 - ダムが破壊された場合、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等への攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破等）が行われる事態 特徴 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
(3) 大量殺傷物質による攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃（ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入）が行われる事態 特徴 - ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 - また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 - 小型核爆弾の特徴は、武力攻撃事態の核兵器等の特徴と同様である。 - 生物剤の特徴については、武力攻撃事態の生物兵器の特徴と同様である。 - 毒素の特徴については、武力攻撃事態の化学兵器の特徴と類似している。 - 化学剤の特徴については、武力攻撃事態の化学兵器の特徴と同様である。
(4) 破壊手段として交通機関等を用いた攻撃	破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来等）が行われる事態 特徴 - 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 - また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 - 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第2章 平素からの備えや予防

第1節 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

1 平素の業務

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部署が実施する業務については、別に定める。

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備	・県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。
(2) 24時間即応体制の確立	・県は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。
(3) 県の体制及び職員の参集基準等	・県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制、職員の参集基準及び服務基準について整備する。
(4) 職員への連絡手段の確保	・静岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）員、県対策本部指令部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行する。
(5) 職員の配置等	・県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合における職員の配置、交代要員の確保、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保など、その機能の確保を行う。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

○県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

○県は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1項、第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1項、第2項)
不服申立てに関する事(法第6条、第175条)	
訴訟に関する事(法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

○県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、静岡県文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

○県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等

○市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

○市町は、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう体制の整備に努めるものとする。

○指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

5 医療提供体制の確保

○県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 連携体制の整備に当たっての基本的考え方

- (1) 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制を整備する。
- (2) 県は、関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
- (3) 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することなどに関し、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関相互の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関との連携	・県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関との連携を図る。
(2) 防衛省・自衛隊との連携	・県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。
(3) 指定地方行政機関との連携	・県は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備	・県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資機材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備を図る。
(2) 相互応援協定に基づく他の都道府県との連携	・県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定書」及び1都9県の「震災時等の相互応援に関する協定」（以下「相互応援協定」という。）に基づき、広域にわたる避難の実施、物資及び資材の提供並びに救援の実施に関する応援について、他の都道府県との連携を図る。 ・県は、相互応援協定の内容に関し、必要な見直しを行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。
(3) 警察災害派遣隊の充実・強化	・県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。
(4) 都道府県の間での情報共有	・広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、他の都道府県との間で緊密な情報の共有を図る。特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、環境衛生科学研究所等の機関は、他の都道府県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託	県は、他の都道府県に対し、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、その事務又は知事等の権限に属する事務の一部を委託する場合に備えて、委託事務の範囲、管理及び執行の方法など、あらかじめ協議する。
---------------------	---

4 市町との連携等

(1) 市町との連携	- 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市町との緊密な連携を図る。 - この場合、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。
(2) 市町国民保護計画の協議	知事は、県の行う国民保護措置と市町の実行する国民保護措置との整合性を確保しつつ、市町相互間の国民保護措置との整合性に留意しながら、市町国民保護計画について協議を行う。
(3) 消防機関の応援態勢の整備	- 県は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関相互の調整や応援態勢の整備を図れるよう支援する。 - 県は、消防機関の資機材等について把握する。
(4) 消防団の充実・活性化の推進	- 消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進や消防団が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。 - 県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に、消防団が参加するよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携等

(1) 指定公共機関等との連携	県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定公共機関等との緊密な連携を図る。
(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告等	- 知事は、指定地方公共機関が作成した国民保護業務計画の報告を受ける。 - 知事は、その計画の円滑な運用等に資するために、必要となる助言を行う。この場合、指定地方公共機関の自主性に留意する。
(3) 関係機関との協定の締結	県は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達に当たっては、関係機関から必要な協力が得られるよう、あらかじめ必要な協定を締結するよう努める。

6 自主防災組織に対する支援

○県は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

○県は、国民保護措置についての訓練の実施を促進するものとする。この場合、訓練の実施は、自主防災組織の自発的な意思にゆだねられるものであって、その促進に当たって強制にわたらないように留意する。

○県は、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

7 ボランティア団体に対する支援

○県は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

(1) 通信体制の整備	・県は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。 ・この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
(2) 通信体制の確保に当たっての留意事項	県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。 また、通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。 ア 施設及び設備 ・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力災害による被害を受けた場合に備え、緊急情報ネットワークシステム（E-m-N-e-t）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）等、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。 イ 運用 ・夜間、休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との非常通信や、非常用電源等を利用した実践的通信訓練を実施する。 ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を図る。 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用

	を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
(3) 県警察における通信の確保	・県警察は、関東管区警察局等及び県並びに市町と連携して通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。
(4) 市町における通信の確保	・市町は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備	・県は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。
(2) 体制の整備に当たっての留意事項	・県は、体制の整備に際し、的確かつ迅速な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。
(3) 関係機関における情報の共有	・県は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。
(4) 県警察における体制の整備	・県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関	・国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町長、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先については、別に定める。 ＜資料「1 関係機関連絡先」＞
(2) 多数の者が利用する施設を管理する者に対する警報の伝達のための準備	・知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときに、警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設について、市町長との伝達の役割分担を考慮して別に定める。
(3) 市町に対する支援	・県は、市町長が高齢者、障害のある人、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行う。 ・県警察は、市町との協力体制の構築をするなど、市町長が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるように努める。

3 市町における警報の伝達に必要な準備

○市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

○市町長は、警報を通知すべきその他の関係機関をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式	知事が収集する避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報は、以下のとおりである。 なお、知事が安否情報を収集する様式及び総務大臣に安否情報を報告する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）に基づき別に定める。 ＜資料「3-1 安否情報収集様式等」＞ 【収集・報告すべき情報】 ア 避難住民・負傷住民 ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む。） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 イ 死亡住民 （上記①～⑦に加えて） ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意
(2) 安否情報収集のための体制整備	・知事は、市町長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町の安否情報収集体制（担当窓口や収集方法・収集先等）について把握する。
(3) 安否情報の収集のための準備	・県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。 ・県は、知事への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先及び安否情報の報告様式について避難施設の管理者等に周知する。

5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備	・市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。
(2) 安否情報の収集に協力を求める機関の把握	・市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 安否情報システムの利用

○県及び市町は、安否情報の収集・提供を円滑に行うため、総務省消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用する。

○安否情報システムが利用できない場合は、電子メールやFAX等を利用する。

7 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備	・県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。
(2) 被災情報収集のための準備	・県は、市町長に対し、被災情報を速やかに、知事に報告するよう周知するとともに、指定地方公共機関に対しても、その管理する施設に関して収集した被災情報を、速やかに知事に報告するよう周知する。 ・なお、被災情報の報告の様式は、別に定める。 ＜資料「3-2 被災情報報告様式」＞

8 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

○市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行う。

1 研修

(1) 国の研修機関の活用	県は、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。
(2) 県による研修	- 県は、広く職員の研修機会を確保する。また、市町と連携し、市町職員及び消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材を活用するなど多様な方法による研修を行う。 - 県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、学識経験者等外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施	知事は、市町長と共に、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。
(2) 県における訓練の項目及び形態	訓練項目はおおむね以下のとおりとする。 なお、訓練の実施に当たっては、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めるものとする。 ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練 イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練 ウ 避難誘導訓練及び救援訓練
(3) 県における訓練に当たっての留意事項	ア 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に活用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。 イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにする。 エ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。 この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。 オ 県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。 カ 訓練実施時は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広

	域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。 キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼び掛け等を行うよう努める。
--	--

第2節 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備	県は、的確かつ迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。 【県対策本部において集約・整理する基礎的資料】 ・県の地図 ・市町ごとの人口分布 ・避難経路として想定される道路網のリスト ・輸送力のリスト ・避難施設のリスト ・備蓄物資、調達可能物資のリスト ・生活関連等施設等のリスト ・関係機関（国、市町、指定地方公共機関等）の連絡先一覧
(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援	・県は、市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たって、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察は避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備	県は、的確かつ迅速に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。 【県対策本部において集約・整理する基礎的資料】 ・収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト ・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト ・備蓄物資、調達可能物資のリスト ・関係医療機関のデータベース ・救護班のデータベース ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト ・墓地及び火葬場等のデータベース
(2) 電気通信事業者との協議	・知事は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者とあらかじめ協議を行う。
(3) 医療の要請方法	・知事は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請することとなるため、あらかじめ医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法を定める。
(4) 市町長との調整	・知事は、市町長が行う救援に関する措置の内容等について、市町長とあらかじめ役割分担を調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握	県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。
(2) 輸送施設に関する情報の把握	県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。
(3) 運送経路の把握	県は、避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。
(4) 離島における住民避難	- 県は、離島（初島）の住民の避難について、航空機や船舶を使用するなど、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。 - この場合において、県は、指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、運送手段等の情報を把握するものとする。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画等の策定	県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。
(2) 広域的な交通管理体制の整備	県警察は、交通管理体制及び交通管制施設の整備により、武力攻撃事態等における広域的な交通管理体制の整備を図る。
(3) 緊急通行車両に係る確認手続	知事又は県公安委員会は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに確認制度の整備を図る。
(4) 道路管理者との連携	県警察は、武力攻撃事態等において道路管理者と相互に連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにしておく。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方	- 知事は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。 - 指定都市が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続などに関して整合性が確保されるよう連携を図る。
(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項	ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定する。 また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設についても指定するよう配慮する。

	イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。 ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 エ 危険物質等（法第103条第1項に規定する物質をいう。）の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。 オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。 カ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
(3) 避難施設の指定手続	・知事は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認するよう努める。 ・避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。
(4) 避難施設の廃止、用途変更等	・知事は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るよう周知する。
(5) 住民に対する情報提供	・県は、平素から、避難施設の状況を把握し、避難施設に係る情報の住民への周知に努めるとともに、避難施設の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。
(6) 避難施設の国への報告	・県は、避難施設の指定後は、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）に資するため、国に報告する。 ・県は、避難施設の変更があった場合にも、国に報告する。
(7) 市町に対する情報提供	・県は、避難の指示を行った場合において、市町長が行う避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、あらかじめ避難施設データベースの情報を市町に提供する。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成	・市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努めるものとする。 ・この場合において、高齢者、障害のある人、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。
--------------------	--

(2) 輸送体制の整備等	・市町は、国民保護措置における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。
(3) 市町長が実施する救援	・市町長は、救援に関する措置の内容について、知事とあらかじめ調整した役割分担に基づき、市町長の行う救援に関する措置の内容等について必要な事項を定めておくものとする。

第3節 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握	県は、県内に所在する以下に掲げる生活関連等施設（法施行令第27条及び第28条に規定する施設をいう。）の名称、所在地等の状況について、自ら保有する情報や国による情報提供等に基づき把握・整理する。 ① 発電所、変電所 ② ガス工作物 ③ 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 ④ 鉄道施設、軌道施設 ⑤ 電気通信事業用交換設備 ⑥ 放送用無線設備 ⑦ 水域施設、係留施設 ⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 ⑨ ダム ⑩ 危険物取扱所 ⑪ 毒劇物取扱所 ⑫ 火薬類取扱所 ⑬ 高圧ガス取扱所 ⑭ 核燃料物質取扱所（汚染物質を含む。） ⑮ 核原料物質取扱所 ⑯ 放射性同位元素取扱所（汚染物質を含む。） ⑰ 毒薬劇薬取扱所 ⑱ 電気工作物内の高圧ガス取扱所 ⑲ 生物剤、毒素取扱所 ⑳ 毒性物質取扱所
(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供	・知事は、県警察及び海上保安部長等（海上保安部及び海上保安署の長をいう。以下同じ。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知	・知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び国が生活関連等施設の種類ごとに定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点（平成17年8月31日付消防国第27号消防庁国民保護・防災部国民保護室長通知）」（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知する。 ・知事は、関係機関と施設の管理者との施設管理の実態に応じた連絡網の構築に努める。
------------------------	--

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保	県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置について定める。
(3) 管理者に対する要請	知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者の定める安全確保措置は、その自主的な判断に基づき、定められるものであることに留意する。
(4) 管理者に対する助言	県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え

○市町は、その区域内に所在する生活関連等施設の名称、所在地等の状況について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

○市町は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

○県は、県外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。

○県は、この場合において、県警察との連携を図るものとする。

○市町が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。

第4節 物資及び資機材の備蓄、整備

1 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係	住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、防災に必要な物資や資機材の備蓄と共通するものが多いことから、国民保護措置に係る住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材の備蓄と防災に必要な物資や資機材の備蓄とを原則として相互に兼ねるものとする。
(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材	国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。
(3) 国、市町その他関係機関との連携	県は、国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に当たっては、国、市町その他関係機関と連携する。 ア 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機 食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など イ 国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

2 県が管理する施設及び設備の整備及び点検

○知事は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

3 市町及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄、整備

○市町長及び指定地方公共機関は、自ら実施する国民保護措置に必要な物資及び資機材について備蓄、整備するとともに、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

第5節 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法	・県は、国と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置における住民の避難や救援の仕組みなど、国民が自らの生命、身体及び財産を守るという観点から知っておくべき知識等についての啓発を行うよう努める。 ・この場合、広報紙、パンフレット等の様々な広報媒体や研修会等を通じて実施する。 ・県は、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。
(2) 学校における教育	・県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。 ・県は、私立学校において、これに準じた教育が行われるよう働きかける。

2 武力攻撃事態等において運転者のとるべき措置の周知徹底

○県警察は、武力攻撃事態等において、運転者がとるべき車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等の措置について周知徹底する。

3 市町における国民保護措置に関する啓発

○市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な広報媒体等を活用して住民に対する啓発に努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 事前配備体制の確立及び初動措置

(1) 事前配備体制	ア 知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別紙1のとおり事前配備体制をとる。 知事が上記事案の発生又は発生のおそれを把握するルートは次のとおりとする。 イ 県は、事前配備体制をとったときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡する。 ウ 県は、事前配備体制をとったときは、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
(2) 事前配備体制における初動措置	ア 県は、事前配備体制において、事態に応じて関係機関により講じられる「消防法」、「警察官職務執行法」、「災害対策基本法」等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。 イ 事態認定後において、知事は必要に応じて、退避の指示等の国民保護措置の実施に関する調整等を行うほか、必要があると認めるときには、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。 また、市町長は、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町について市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請することができる。
(3) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関の長や他の都道府県知事に対し支援を要請する。	

別紙 1 事前配備体制

区分	配備基準	配備体制
【緊急事態情報収集室】 統括 危機政策課長	1 テロ等の予告があった場合 2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生	(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県警察、消防等からの情報収集及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) ②地域外交課職員
【緊急事態連絡室】 統括 危機管理監代理	1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合 3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合	(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広報戦略課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課

【緊急事態対策室】 統括 危機管理監	1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 本県の緊急通報の発令の場合 3 警報発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が隣接県の場合	(設置目的) 国からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 1 警戒体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部職員全員 ②広報戦略課指名職員 ③該当する各地域局職員全員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ⑤必要な出先機関職員(本庁の指示により対応) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課 2 緊急事態対策本部設置準備体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長)、【総務班】(班長 危機管理部総務課長)、【対策グループ】(必要に応じて対策グループに設置する班を除く) (グループ長 危機対策課長)、 【情報グループ】(グループ長 危機情報課長)、【広報班】(班長 広報戦略課長)、【通信班】(班長 危機対策課長)、各部各班 ①本部員(全員) ②指令部各班員(上記各班全員) ③各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 「必要に応じて対策グループに設置する班及び要員」 ④指令部各班員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医
----------------------------------	---	---

		療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】（班長 消防保安課長） 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課 エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長） 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課 「必要に応じて設置する方面本部の班及び要員」（該当する一方面本部） 方面本部指令班、方面本部各班 ⑤方面本部員(全員)、⑥方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑦方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)
--	--	---

2 県対策本部に移行する場合の調整

- (1) 知事は、事前配備態勢をとった後に政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、事前配備態勢を廃止する。
- (2) 知事は、「災害対策基本法」が、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を死傷する等の事案に伴い発生した災害に対処するため、「災害対策基本法」に基づく県災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、県災害対策本部を廃止する。

3 市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町長が多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときには、市町は、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町は、初動連絡体制をとったときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。
- (3) 市町長は、初動連絡体制をとった後、政府において事態認定が行われ、市町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、初動連絡体制は廃止するものとする。
- (4) (3)の場合において、市町対策本部の設置前に「災害対策基本法」に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2節 県対策本部の設置等

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。

ア 県対策本部を設置すべき県の指定	知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
イ 県対策本部の設置	- 知事は、指定の通知を受けたときは、直ちに県対策本部を設置する。 - 事前に事前配備態勢又は県災害対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。
ウ 県対策本部員、県対策本部職員の参集等	- 県対策本部を設置した場合には、県対策本部員、県対策本部指令部職員等に対し、携帯電話等を活用し、県対策本部等に参集するよう連絡する。 - その他の職員を含めた参集体制は、別に定める。 <「参集体制」→P49「別紙2」>
エ 県対策本部の開設	- 県対策本部職員は、県庁に県対策本部を開設する。 - 県対策本部長は、直ちに、市町長、指定地方公共機関、その他の関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。
オ 本部の代替機能の確保	県は、県対策本部が被災した場合など県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。 東部総合庁舎 藤枝総合庁舎 中遠総合庁舎

(2) 県対策本部の組織及び所掌事務

ア 県対策本部の組織及び所掌事務については、「別図1」（P51）のとおりとする。

イ 県対策本部に本部員会議及び対策会議を設置する。

(ア) 本部員会議

- 本部長は、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- 本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあつては、部長が指定する危機担当監1名が代表する）をもって構成する。ただし、必要に応じて、本部員以外の部長に出席を求めることができる。
- 本部員等は、それぞれの所管業務に関する国民保護措置の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- 本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、情報収集及び連絡調整が必要な場合には、国及び自衛隊の職員その他関係機関の長に対し、本部員会議への職員の出席を要請することができる。

(イ) 対策会議

- 複数の部にまたがる緊急事案に迅速に対応するため、本部が設置された時をもって、静岡県危機管理センターに対策会議を設置する。
- 対策会議は、危機管理監及び危機管理監が指定する危機担当監及び危機管理監が必要と判断し、出席を求める機関の代表者又は班長をもって構成し、危機管理監は、必要に応じ、対策

会議の内容を本部長に報告する。

- ・危機担当監は、それぞれの所管業務に関する国民保護措置の実施状況について、必要に応じて危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部へ伝達する。
- ・危機管理監は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、情報収集及び連絡調整が必要な場合には、国及び自衛隊の職員その他関係機関の長に対し、対策会議への職員の出席を要請することができる。

＜「対策会議の組織図」→P52「別図2」＞

(3) 県対策本部における広報

県は、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な国民保護措置がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する。

(4) 県現地対策本部の設置

県対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、知事は、県現地対策本部を設置することができる。

(5) 県対策本部長の総合調整等

県対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、以下に掲げる措置を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整	・県対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。 ・市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行うことができる。 ・総合調整を行う場合には、関係市町長並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、県対策本部長に対して意見を申し出ることができることとされている。 ・県対策本部長が行う総合調整については、法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自律性に配慮する。
イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請	・県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。 ・この場合、消防庁を窓口として総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにした上で、要請をする。
ウ 職員の派遣の求め	・県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指

	名する職員を派遣するよう求めることができる。 県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、自衛隊と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。
工 情報の提供の 求め	県対策本部長は、国の対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。
オ 国民保護措置 に係る実施状 況の報告又は 資料の求め	県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
カ 県警察及び県 教育委員会に 対する措置の 実施の求め	- 県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 - この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 現地調整所の設置等

(1) 現地調整所の 設置	知事又は市町長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（県、市町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。
(2) 現地調整所へ の職員の参画	知事は、県以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関の円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせる。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段 の確保	県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。
(2) 情報通信手段 の機能確認	県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた場合には、当該情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、その旨を直ちに総務省に連絡する。
(3) 通信輻輳によ り生じる混信 等の対策	県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町における 通信の確保	・市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。
---------------------	-----------------------------------

別紙2「参集体制」

配備基準	配備体制
武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 【方面本部】(該当する一方面本部) ⑥方面本部長、⑦副方面本部長、⑧方面本部員(全員)、⑨方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑩方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)
武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員) (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班(薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課) イ 交通機関班(地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課) ウ 消防班(消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課) エ 原子力班(原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課) オ 海外居留・渡航者班(地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課) ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 【方面本部】(該当する一方面本部) ⑥方面本部長、⑦副方面本部長、⑧方面本部員(全員)、⑨方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑩方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)

武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が二方面本部管内の複数市町の場合以上	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員)⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑥業務調整要員(危機管理監が必要とする人員) 【方面本部】(全方面本部) ⑦方面本部長、⑧副方面本部長、⑨方面本部員(全員)、⑩方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑫業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)
---	---

※生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班及び海外居留・渡航者班の班員は、当該班の設置の有無によりそれぞれ指定されている業務に就く。

※各部各班員における勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。

※方面本部を設置しない地域局及び出先機関についても、速やかに本部業務に従事できる体制をとる。

※方面本部の各班員の勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。

※勤務中又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先を含む。）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。

※出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。

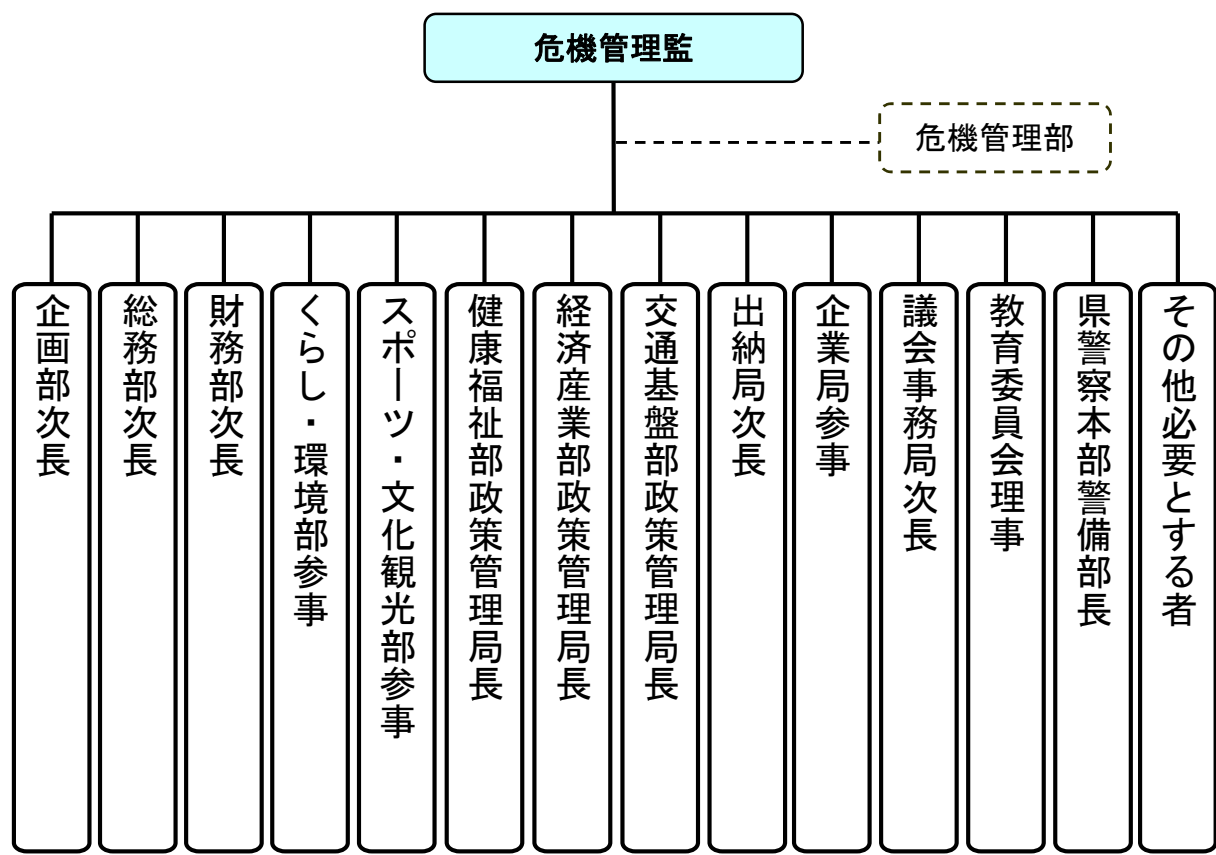
※業務調整要員は、勤務中は勤務所で待機し、勤務外は居住地周辺の総合庁舎に設置される方面本部指令班駐在（静岡市在住の県庁勤務職員は県庁各所属）に参集し待機することとする。

※上記の「勤務中」「勤務外」は、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた時点を示し、「勤務所」は平常時における所属を示すこととする（勤務とは、勤務時間の内外を問わず、勤務所で業務に従事している状況を示す）。

別図1 県対策本部の組織図



別図2 対策会議の組織



危機担当監は、危機事案の内容、事態の推移を勘案し、危機管理監が決定

関係部局

関係部局

第3節 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

1 国の対策本部等との連携

○県は、各種の調整や情報共有を行うなど国の対策本部と密接な連携を図る。

○県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

○国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、県対策本部長又は県対策本部長が指名する県職員が参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、知事は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。
(2) 市町長からの措置要請	知事は、市町長から当該市町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長への措置の実施に関し、必要な要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

ア 派遣要請	- 知事は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断するときは、防衛大臣に対し、国民保護等派遣を要請する。 - 要請を行う場合には、以下の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の手段により行う。 ○要請を行う場合に明らかにする事項 - 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 - 派遣を希望する期間 - 派遣を希望する区域及び活動内容（「イ 主な自衛隊の国民保護措置の内容」参照） - その他参考となるべき事項
--------	--

イ 主な自衛隊の国民保護措置の内容	・避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等） ・避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等） ・武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等） ・武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
ウ 市町長からの派遣要請	・知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、国民保護等派遣を要請する。
エ 他の出動部隊との連携	・知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）並びに治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部に派遣された連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の都道府県等に対する応援の要求	ア 知事は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ締結された相互応援協定の定めるところにより、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県知事に対して応援を求める。この場合、その内容について国の対策本部に連絡を行う。 イ 県公安委員会が、「警察法」第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
(2) 他の都道府県に対する事務の委託	ア 県が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託する。 この場合、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。 ○委託を行う場合に明らかにする事項 ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法 ・委託事務に要する経費の支弁の方法 ・その他必要な事項 イ 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、総務大臣に届け出る。 また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

○知事は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その自主性及び自律性に留意して、業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

○この場合において、知事は、当該機関の業務計画を踏まえ、要請する理由や内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

(2) 知事は、(1)の要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(4) 知事は、市町長から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

(5) 知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があるとして県職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める県職員を派遣する。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等	ア 知事は、他の都道府県知事から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。 イ 県は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、その内容を公示するとともに、総務大臣に届け出る。 また、知事は、速やかにその旨を議会に報告する。
(2) 市町長に対して行う応援等	ア 知事は、市町長から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。 イ 知事は、武力攻撃災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町長が実施すべき当該市町の区域に係る国民保護措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施する。 ウ 知事は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関 又は指定地方 公共機関に対 して行う応援	知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援に応ずるだけの余力がない場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
--	---

8 自主防災組織に対する支援

〇県は、自主防災組織により行われる警報の伝達、避難住民の誘導等国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、適切な情報や活動に係る資機材の提供等必要な支援を行う。

9 ボランティア活動への支援等

〇県は、国民保護措置の実施においては、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの受付・活動場所のあわせ及び配置調整等を行うための体制の確保等に努める。

〇この場合において、ボランティア活動の安全の確保のため、被災地の状況などについて、適宜、情報提供する。

10 住民への協力要請

〇県は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。

〇この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助	・ 避難住民を誘導する県の職員、警察官又は避難住民の誘導を補助する県の職員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。 ・ 協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難の介助等とする。
(2) 避難住民等の救援に必要な援助	・ 知事又は県の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。 ・ 協力を要請する内容は、避難所における食品、生活必需品の配布等とする。 ・ 知事が市町長に救援に関する事務を委任したときは、市町長又は市町の職員が当該協力を要請する。
(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関	・ 知事若しくは県の職員又は警察官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について

する措置の実施に必要な援助	協力を要請する。
(4) 保健衛生の確保の実施に必要な援助	・ 知事又は県の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。 ・ 協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、水道水の水質検査及び防疫活動の実施の補助等とする。

第4節 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

1 警報の通知等

(1) 警報の通知	ア 知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。 ○ 警報の内容（法第44条第2項） ・武力攻撃事態等の現状及び予測 ・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。） ・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 イ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。 ウ 放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送するものとする。 この場合、伝えるべき警報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。
(2) 警報の伝達等	ア 知事は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。 イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（https://www.pref.shizuoka.jp/）に警報の内容を掲載する。 ウ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に住民に伝達する。

2 市町長の警報伝達の方法

(1) 市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、市町国民保護計画であらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会、町内会等）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達については、市町は、原則として以下の方法により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

同報系防災行政無線により国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

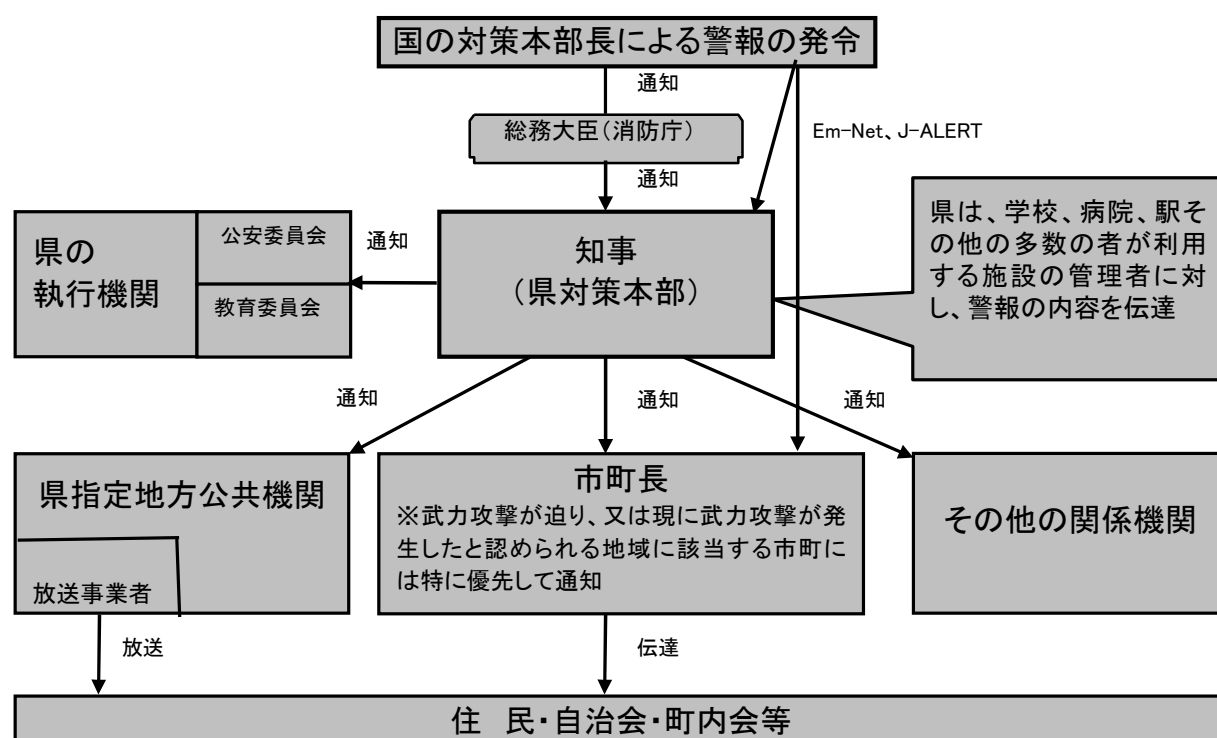
イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。

(3) 市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知するものとする。

3 関係機関への警報の流れ



解説② 緊急対処事態での「警報の通知及び伝達」

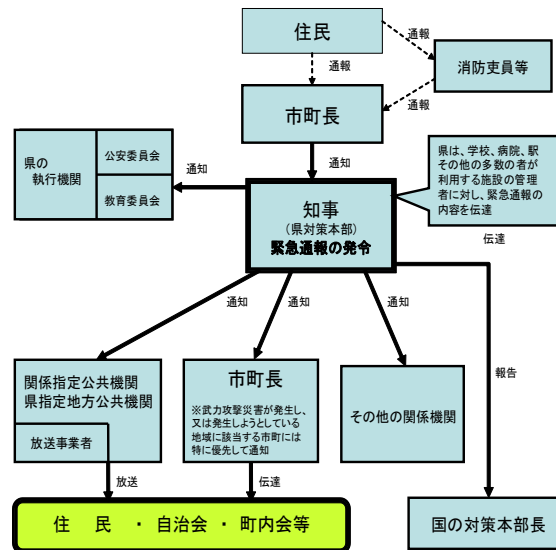
○緊急対処事態では、警報の通知・伝達の対象となる地域が限定されるため、県からの緊急対処事態における通知及び伝達の対象は、以下のとおりその地域に関連する機関等に限定されます。

通知対象	・当該地域の市町村長 ・県公安委員会 ・県教育委員会 ・当該地域を業務の範囲とする指定地方公共機関等
伝達対象	・当該地域に所在する学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者

4 緊急通報の発令

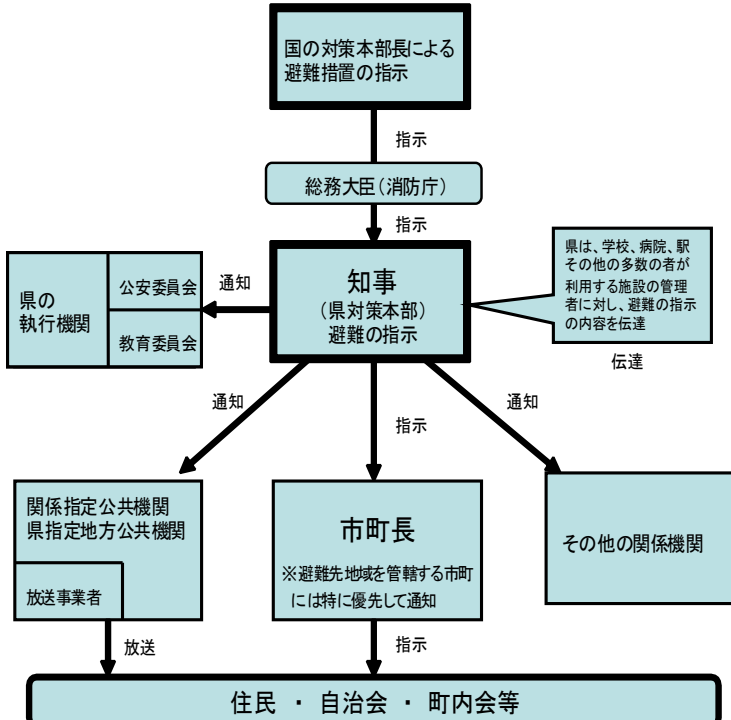
(1) 緊急通報の発令	ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、情報を得たときには、迅速に緊急通報の発令を行う。 イ 緊急通報の内容は、必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。 ○ 緊急通報の内容（法第99条第2項） ・ 武力攻撃災害の現状及び予測 ・ その他、住民及び公私の団体に對し周知させるべき事項 ウ 緊急通報を発令する場合、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。
(2) 緊急通報の通知等	ア 緊急通報の関係機関への通知については、警報の通知先に加え、関係する指定公共機関に通知する。 イ 知事は、「武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。 ウ 緊急通報を発令したときには、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。
(3) 緊急通報の伝達等	県の緊急通報の伝達等については、原則として警報の伝達等と同様とする。
(4) 市町長の緊急通報の伝達	市町長が知事から緊急通報の通知を受けた場合の伝達方法については、原則として警報の伝達方法と同様とする。
(5) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送	・ 放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとする。 ・ この場合、伝えるべき緊急通報の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。 ・ 放送事業者である関係する指定公共機関については、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとされている。

(6) 関係機関への緊急
通報の流れ



第2 避難の指示等

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示等	ア 知事は、国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けたときには、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。 ○ 避難措置の指示の内容（法第52条第2項） ・ 住民の避難が必要な地域（要避難地域） ・ 住民の避難先となる地域 （避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。） ・ 避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 イ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
(2) 避難措置の指示等に伴う知事の措置	知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、以下の措置を実施する。 ア 要避難地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示を行う。 イ 避難先地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を行う。 ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合） その内容を市町長、指定地方公共機関等の関係機関に伝達する。
(3) 関係機関への避難の指示の流れ	 <pre> graph TD A[国の対策本部長による 避難措置の指示] -- 指示 --> B[総務大臣（消防庁）] B -- 指示 --> C[知事 （県対策本部） 避難の指示] C -- 通知 --> D[県の 執行機関 公安委員会 教育委員会] C -- 伝達 --> E[県は、学校、病院、駅 その他の多数の者が 利用する施設の管理 者に対し、避難の指示 の内容を伝達] C -- 通知 --> F[関係指定公共機関 県指定地方公共機関 放送事業者] C -- 指示 --> G[市町長 ※避難先地域を管轄する市町 には特に優先して通知] C -- 通知 --> H[その他の関係機関] F -- 放送 --> I[住民・自治会・町内会等] G -- 指示 --> I </pre>

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示	ア 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。 イ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報及び下記の調整事項等を総合的に判断し、避難の指示を行う。 (7) 要避難地域に該当する市町ごとの避難住民数の把握 ・関係市町からの最新の情報の入手 (4) 避難のための運送手段の調整 ・運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整 ・県警察との緊急通行車両の確認に係る調整 ・積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意 (5) 主要な避難経路や交通規制の調整 ・県警察との避難経路の選定 ・県警察との自家用車等の使用等に係る調整 ・道路の状況に係る道路管理者との調整 (6) 避難施設の状況の確認 ・避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択 (7) 国による支援の確認 ・県の支援要請による国の対応 (8) 市町との役割分担の確認 ・市町の避難誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取及び広域的な調整 (9) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・県対策本部に派遣された自衛隊の連絡員等を通じた調整 ・国の対策本部長による「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」における港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応 ウ 地域特性に応じた住民避難 (7) 都市部における住民の避難 ・都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めることとされている。 ・知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。 (4) 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難 ・大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとるものとする。
------------------------	---

	(ウ) 離島における住民の避難 - 知事は、離島（初島）の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、避難すべき住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段及び今後不足する運送手段の見込みについて、国の対策本部に連絡する。 (I) 半島、中山間地域など交通機関が限られている地域での住民避難 - 半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、避難の交通手段として自家用車等を示すことができるものとする。 エ 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難 (7) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 - 知事は、避難措置の指示に基づき住民を屋内に避難させる。 その場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。 - 知事は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。 - 知事は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難の指示を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。 - 航空機による急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。 (イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 - 知事は、避難措置の指示に基づき、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。 この場合において、知事は移動の安全が確保されないと判断するときは、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる。 - 知事は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。 (ウ) 着上陸侵攻の場合 - 知事は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応する。
--	--

	(イ) 武力攻撃原子力災害における住民避難 - 知事は、国の対策本部長による専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、避難の指示を適切に行う。 (ロ) NBC攻撃の場合 - 知事は、国の対策本部長によるNBC攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。この場合において、避難誘導する者の防護服の着用や風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を適切に行うものとする。 オ 動物の保護等に関する配慮 県は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付事務連絡環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課）に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。
(2) 要避難地域の拡大	- 知事は、避難措置の指示を受けたときは、県国民保護計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示する。 - この場合において、知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示する。
(3) 放送事業者である関係する指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送	- 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとする。 - この場合、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねるものとする。 - 放送事業者である関係する指定公共機関については、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとされている。
(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整	ア 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ以下の事項について協議する。 なお、住民の輸送手段の確保等を避難先の都道府県知事に依頼する場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。 - 避難住民数、避難住民の受入予定地域 - 避難の方法（輸送手段、避難経路）等 イ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定した旨を通知する。

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整	知事は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、住民避難などの国民保護措置と、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び米軍の行動等が競合するときは、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、当該状況について消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。
(6) 避難の指示の国の対策本部長への報告	知事は、避難の指示をしたときは、国の対策本部長にその内容を報告する。
(7) 避難の指示の通知	・避難の指示の関係機関への通知については、警報の通知先に加え、関係する指定公共機関に通知する。 ・この場合において、避難先地域を管轄する市町については、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
(8) 避難施設の管理者等への通知	知事は、避難施設の管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に避難の指示の内容を通知するとともに、避難先地域を管轄する市町長に開設する避難施設名を通知する。
(9) 避難の指示の伝達等	県の避難の指示の伝達等については、原則として警報の伝達等と同様とする。

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町長の避難実施要領策定の支援	・知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。 ・県警察は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。
(2) 市町長による避難誘導の状況の把握	・知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。 ・県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。
(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助	・知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど必要な支援を行う。 ・知事は、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行うときや市町長から要請があったときには、避難先都道府県との連絡調整を行うとともに、職員を派遣して避難先地域まで同道させるなど避難住民の誘導の補助を行う。
(4) 市町長の要請の調整	・知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合、広域的観点から調整が必要であると判断したときには、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。 ・知事は、避難住民を誘導する市町長から求めがあったとき、又は当該市町長の求めを待ついとまがないと認めるときは、県警察本部長等に対し、警察官

	等による避難住民の誘導を行うよう要請する。
(5) 市町長への避難誘導に関する指示	- 知事は、避難住民の誘導が関係市町長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該市町長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。 - 知事は、指示を行ってもなお所要の避難住民の誘導が当該関係市町長により行われないときは、当該市町長に通知した上で、職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。
(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請	知事は、避難誘導を円滑に実施させるため、食料、飲料水、医療等の提供に関して、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。
(7) 避難住民の運送の求め等	- 知事は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求めることができる。 - 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。 - 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていないと認めるときは、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示することができる。 - 知事は、当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。 - 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。
(8) 県による避難住民の誘導の支援等	<pre> graph TD subgraph National_Government [国] A[国と県間の調査] B[国及び他の地方公共団体への支援要請] end subgraph Prefecture [県] C[市町長の避難実施要領策定の支援] D[市町長による避難誘導の状況の把握] E[市町長による避難住民の搬送の支援] F[市町長の要請の調整] G[市町長への避難誘導に関する指示] end subgraph Municipality [市町] H[避難住民の運送の求め] end subgraph Designated_Orgs [指定公共機関・指定地方公共機関] I[指定公共機関・指定地方公共機関による運送の実施] end A --> B B --> C C --> D D --> E E --> F F --> G G --> H H --> I I --> J[指定公共機関・指定地方公共機関] </pre>

4 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、県、県警察等関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めるものとする。

この場合、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを活用するものとする。

○避難実施要領に定める事項

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領を定める際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
イ 避難先	避難先の施設名及び住所を可能な限り具体的に記載する。
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の名称及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合方法を記載する。
エ 集合時間等	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
オ 集合に当たっての留意事項	集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。
キ 市町職員、消防職員及び消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
ク 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
ケ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
コ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
サ 避難住民の携行品、服	避難住民の必要最低限の携行品や服装について記載する。
シ 緊急連絡先等	避難誘導からの離脱等問題が発生した際の緊急連絡先等を記載する。

(3) 避難実施要領の例は、別に定める。

＜資料「4 避難実施要領の例」＞

5 避難に伴う住民の安全確保等

○県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

○また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

○警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5節 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施	- 知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害における被災者をいう。以下同じ。）に対し、以下に掲げる措置を行う。 ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められるときには、当該指示を待たずに救援を行う。 - また、指定都市が県と同様な立場で救援を行うことにかんがみ、指定都市の区域において救援が必要な場合は、知事は直ちに、当該指示について、指定都市の長に通知する。 ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療の提供及び助産 ⑤ 被災者の捜索及び救出 ⑥ 埋葬及び火葬 ⑦ 電話その他の通信設備の提供 ⑧ 福祉サービスの提供 ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑩ 学用品の給与 ⑪ 死体の捜索及び処理 ⑫ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
(2) 市町長への委任	- 救援については、現行の自然災害における避難住民を救助する仕組みを生かすことにより円滑に救援を実施できると考えられることから、知事は、法第76条第1項の規定に基づき、市町長（指定都市の長は除く。）に救援の実施に関する事務（応急仮設住宅を除く。）を委任し、その旨を通知する。この場合、直ちに、その旨を公示するものとする。 - 市町長が救援を実施する場合において、知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町長に対し、所要の救援に関する措置を講ずるべきことを指示するものとする。
(3) 市町長への支援	知事は、救援に当たって必要となる、食料、飲料水、医療等の提供などにおいて市町長では対応が難しい場合、必要な支援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請	知事は、救援を行うに際して、必要と判断したときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。
(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め	知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ締結された相互応援協定の定めるところにより、他の都道府県知事に応援を求める。
(3) 市町との連携	県は、救援の実施に関し、市町と密接に連携する。
(4) 事業者との連携	県は、救援を実施する際、災害時応急対策協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。
(5) 日本赤十字社との連携	知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。この場合には、「災害救助法」における実務に準じた手続により行う。
(6) 緊急物資の運送の求め等	- 知事は、緊急物資の運送を行うため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求めることができる。 - この場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。 - 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、緊急物資の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示することができる。 - 知事は、当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。 - 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準	・知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。 ・知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。
(2) 救援に関する基礎資料	・知事及び市町長は、平素において準備した基礎的な資料を参考に、救援に関する措置を実施するものとする。
(3) 救援に当たっての留意事項	知事及び市町長は、救援の実施に際しては、おおむね以下の点に留意して行うものとする。 ア 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。） ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握） ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請） ・提供対象人数及び世帯数の把握 イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与 ・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 ・提供対象人数及び世帯数の把握 ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制 ウ 医療の提供及び助産 ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認 ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ・避難住民等の健康状態の把握 ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保 エ 被災者の搜索及び救出

	- 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携 - 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
才	埋葬及び火葬 - 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 - 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 - 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）を踏まえた対応 - 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 - 法第122条及び法施行令第34条の規定に基づき「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
力	電話その他の通信設備の提供 - 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 - 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 - 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 - 高齢者、障害のある人等への対応 - 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請
キ	福祉サービスの提供 - 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握 - これらの者からの相談対応 - これらの者に対する避難生活上の支援 - 福祉避難所の設置 - 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請
ク	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 - 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） - 応急修理の施工者の把握、修理のための資機材等の供給体制の確保 - 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 - 応急修理の相談窓口の設置 - 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請
ケ	学用品の給与 - 児童生徒の被災状況の収集 - 不足する学用品の把握 - 学用品の給与体制の確保

	・教科書等の給与に係る国等への支援要請
	コ 死体の搜索及び処理 ・死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携 ・被災情報、安否情報の確認 ・死体の搜索及び処理の時期や場所の決定 ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物を利用）及び検案等の措置） ・死体の一時保管場所の確保
	サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・障害物の除去の施工者との調整 ・障害物の除去の実施時期 ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 NBC攻撃等の場合において医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

○県は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動を実施する。
(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動	ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う。この場合、必要に応じた医療関係者へのワクチンの接種等の防護措置を実施する。 イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施に努める。
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動	国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施に努める。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 物資の売渡しの要請等	ア 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。 イ この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。 ウ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保
----------------	---

	管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。 エ 知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要な場合など、県内で当該特定物資が十分に確保することができない場合には、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し、指定行政機関の長等に要請する。
(2) 土地等の使用	ア 知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。 イ この場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。
(3) 公用令書の交付	知事は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。
(4) 立入検査等	ア 知事は、特定物資の収用若しくは保管命令、又は土地等の使用のため、必要があるときは、職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。 イ 知事は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。 ウ 職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 エ この場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(5) 医療の実施の要請等	ア 知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。 イ 医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する

	ことができる。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。 ウ 知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。
--	---

第6節 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集	・知事は、市町長から報告された安否情報を整理するほか、平素から把握している県が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。
(2) 県警察の通知	・県警察は、死体の見分又は検視を行ったときは、県対策本部に通知する。 ・この場合の通知の様式は、知事による総務大臣への報告様式と同様とする。
(3) 安否情報収集の協力要請	・県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する。 ・この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。
(4) 安否情報の整理	・県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。 ・この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

○知事は、安否情報を遅滞なく総務大臣へ報告しなければならない。

○この場合、原則として、別に定める様式の内容を安否情報システムを利用して報告する。

○ただし、安否情報システムが利用できない場合は、別に定める様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により消防庁に送付するものとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などにより報告する。

＜資料「3－1 安否情報収集様式等」＞

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付	ア 知事は、住民からの安否情報の照会に対応するため、県対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。 イ 県は、安否情報の照会窓口を設置した場合は、住民に周知する。 ウ 住民等からの安否情報の照会に係る様式は、安否情報省令に基づき別に定める。 ＜資料「3-1 安否情報収集様式等」＞
(2) 安否情報の回答	ア 知事は、住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。 イ 知事は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。 ウ 住民への回答に係る様式は、安否情報省令に基づき別に定める。 ＜資料「3-1 安否情報収集様式等」＞
(3) 個人の情報の保護への配慮	ア 県は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図る。 イ 県は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

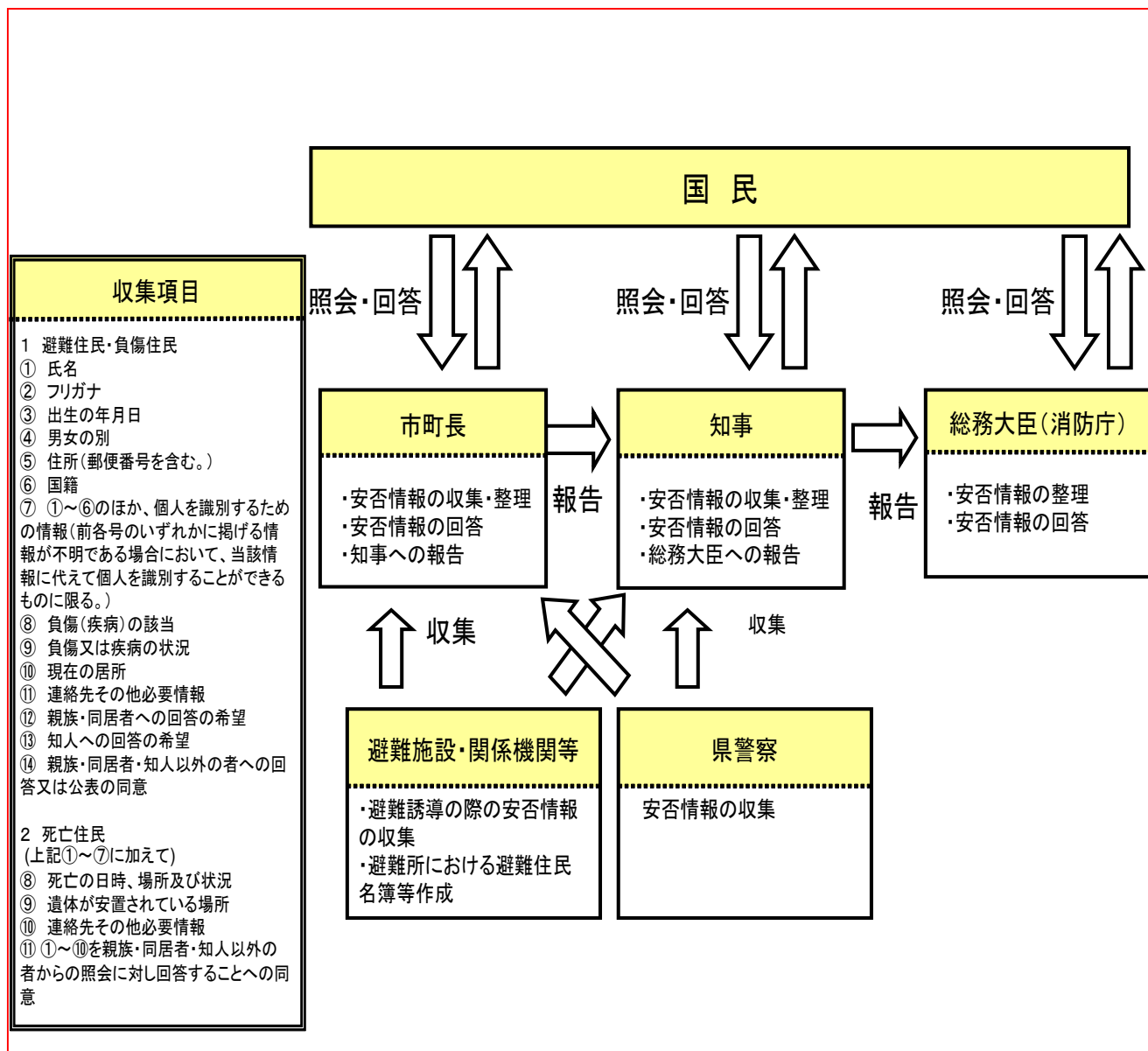
○県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 市町による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町長による安否情報の収集・報告	市町長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、知事に対し、適時に、報告するものとする。
(2) 市町による安否情報の収集の方法	- 市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。 - 市町は、安否情報を保有する管内の医療機関、学校、大規模事業所等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請するものとする。

(3) 市町長による安否情報の報告及び照会に対する回答	・市町長による安否情報の知事への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。
-----------------------------	---

6 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ



第7節 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処	・知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
(2) 国の対策本部長への措置要請	・知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。
(3) 対処に当たる職員の安全の確保	・県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

○知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を、市町長又は発見した者から当該兆候の通知又は通報を受けたときは、県警察及び消防機関に通知するとともに、国の対策本部長に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

○知事は、生活関連等施設の安全確保について、以下のとおり必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握	・知事は、生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。 ・この場合において、知事は、国が定めた安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。
(2) 施設管理者に対する措置の要請	・知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連携による警備の強化等、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。 ・この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること

	等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。 県警察は、生活関連等施設の管理者から生活関連等施設の安全確保のため、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。
(3) 県が管理する施設の安全の確保	- 知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 - この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、安全確保のため必要と認めるときは、支援を求める。 - このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の安全確保のため必要な措置を講ずる。
(4) 立入制限区域の指定の要請	- 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。 - この場合において、ダム、原子力発電所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所（原子力発電所を除く。）、駅等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。 - 県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する。 - この場合において、県公安委員会は、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示し、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。
(5) 国の方針に基づく措置の実施	- 生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。 - この場合において、知事は、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令	・知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、以下のアからウの措置を講ずべきことを命ずることができる。 - ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 - イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 - ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 ・危険物質等の種類とそれに応ずる措置については、別に定める。 ＜資料「5 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧」＞
(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	・知事は、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を命ずることができる。 ・(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

○県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、「石油コンビナート等災害防止法」の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

○石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、「石油コンビナート等災害防止法」に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

○県は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。

○この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置の実施	・県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。
(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力発電所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定めた連絡方法により、周辺市町長及び関係指定地方公共機関に連絡する。 イ 知事は、放射線測定設備（モニタリングステーション等）による把握及び県警察、消防機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官へ連絡するとともに原子力事業者にその内容を確認し、放出又は放出のおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。 ウ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を行い、その通知を受けた場合には、その内容を市町長、指定地方公共機関及びその他の関係機関に通知する。 エ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、武力攻撃原子力災害が発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。
(3) モニタリングの実施	・県は、モニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。
(4) 住民の避難等の措置	ア 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、以下により住民に対し避難の指示を行う。 (ア) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

	(イ) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。 (ロ) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。 (ハ) 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。 イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。
(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	ア 国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。なお、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。 イ 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営されるほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行われる。 ウ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
(6) 国への措置命令の要請等	- 知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。 - 知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。
(7) 安定ヨウ素剤の服用	県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行う。
(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施	知事及び原子力事業者は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。
(9) 飲食物の摂取制限等	知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。
(10) 要員の安全の確保	県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

○県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。

○それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 国の方針に基づく措置の実施	知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。		
(2) 応急措置の実施	- 知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。 - 県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関と共に、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。		
(3) 関係機関との連携	- 県は、攻撃による被害の情報や汚染拡大防止等のため必要となる資機材・物資や要員について、市町、消防機関及び県警察と連携し情報を集約する。 - この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を保健所、環境衛生科学研究所を通じて医療機関等と共有する。		
(4) 汚染原因に応じた対応	- 県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ以下の措置を講ずる。 - その際、県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等安全の確保に配慮する。		
	<table><tr><td>ア 核攻撃等の場合</td><td> - 知事は、迅速に救助・救急活動等を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。 </td></tr></table>	ア 核攻撃等の場合	- 知事は、迅速に救助・救急活動等を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。
	ア 核攻撃等の場合	- 知事は、迅速に救助・救急活動等を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。	
	<table><tr><td>イ 生物剤による攻撃の場合</td><td> - 知事は、汚染原因特定のため消防機関、県警察等に協力要請する。 - この場合の情報は、保健所、環境衛生科学研究所と共有するものとする。 - 県は、患者の移送を実施する。 - 県は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとする。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。 </td></tr></table>	イ 生物剤による攻撃の場合	- 知事は、汚染原因特定のため消防機関、県警察等に協力要請する。 - この場合の情報は、保健所、環境衛生科学研究所と共有するものとする。 - 県は、患者の移送を実施する。 - 県は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとする。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。
イ 生物剤による攻撃の場合	- 知事は、汚染原因特定のため消防機関、県警察等に協力要請する。 - この場合の情報は、保健所、環境衛生科学研究所と共有するものとする。 - 県は、患者の移送を実施する。 - 県は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとする。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。		
<table><tr><td>ウ 化学剤による攻撃の場合</td><td> - 知事は、迅速に原因物質の特定を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。 </td></tr></table>	ウ 化学剤による攻撃の場合	- 知事は、迅速に原因物質の特定を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。	
ウ 化学剤による攻撃の場合	- 知事は、迅速に原因物質の特定を行うため、消防機関、県警察等に協力要請する。 - 知事は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。		

(5) 知事及び県警察本部長の講じる措置

ア 知事及び県警察本部長の講じる措置

知事又は県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、内閣総理大臣の協力要請があった場合において、特に必要と認めるときは、以下の表に掲げる措置を講ずる。

法第 108 条第 1 項	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	区域又は場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

イ 措置の手続き

(7) 知事又は県警察本部長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等という。）に対し、以下に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

・ 当該措置を講ずる旨

・ 当該措置を講ずる理由

・ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体

・ 当該措置を講ずる時期

・ 当該措置の内容

(1) 知事又は県警察本部長は、上記表中の第 5 号及び第 6 号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に以下に掲げる事項を掲示する。ただし、当該事項を掲示しないで当該措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

・ 当該措置を講ずる旨

・ 当該措置を講ずる理由

・ 当該措置の対象となる建物、区域又は場所

・ 当該措置を講ずる時期

・ 当該措置の内容

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示	・知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。 ・この場合において、NBC攻撃と判断されるような場合には、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、又は敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示する。
(2) 退避の指示に伴う措置	ア 知事は、退避の指示を速やかに実施するとともに、退避の必要がなくなったときは、その旨を速やかに公示する。 イ 知事は、退避の指示をしたときは、退避を要する地域を管轄する市町長に直ちに通知する。 ウ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長に連絡する。
(3) 警察官・海上保安官による退避の指示	・警察官及び海上保安官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 知事の事前措置

○知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

○この場合において知事は、直ちにその旨を当該指示をした設備、物件の所在する市町長へ通知する。

○警察署長は、知事又は市町長から要請があったときは、同様の指示をする。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定	・知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
(2) 警戒区域の設定方法等	知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。 ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。 イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、住民に周知するものとする。 ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。
(3) 警戒区域設定に伴う措置	ア 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

	イ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、国の対策本部長に連絡する。
(4) 警察官・海上保安官による警戒区域の設定等	ア 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。 イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 応急公用負担等

○知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、以下に掲げる措置を講ずる。

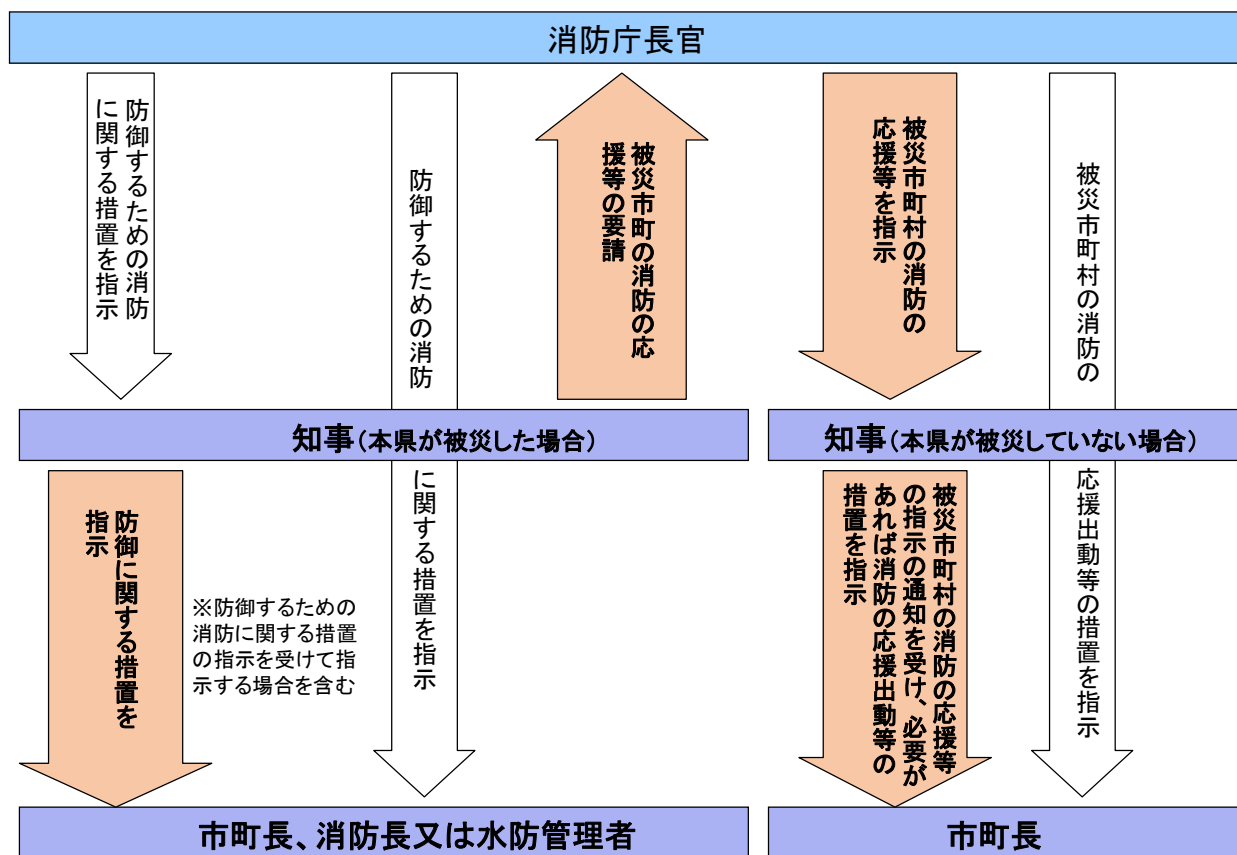
ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。 イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。この場合、工作物等を除去したときは、当該工作物を保管する。
--

5 消防等に関する措置等

(1) 消防機関との連携	・県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。
(2) 消防等に関する指示	ア 市町長等に対する指示 ・知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。 ・この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。 ・知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けたときは、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。 イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請 ・知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できないと認めるときは、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。 ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応 ・知事は、本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、県内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

(3) 県警察による救助活動等	- 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。 - 大規模な被害の場合には、県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を行う。
-----------------	---

(4) 消防等に関する指示の枠組み



第 8 節 被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集 及び報告	ア 県及び県警察は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。 イ 知事は、被災情報の収集に当たっては、市町長に対し、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき別に定める様式により報告を求める。 ＜資料「3-2 被災情報報告様式」＞ ウ 知事は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報については、速やかに総務大臣に報告する。 エ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び関東管区警察局に速やかに連絡する。
(2) 市町長及び指定 地方公共機関に よる被災情報の 報告等	・市町長は、収集した被災情報を速やかに知事に報告するものとする。 ・指定地方公共機関は、その管理する施設に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、当該被災情報を知事に速やかに報告するものとする。

第9節 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

○県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画（共通対策編）に準じて、以下に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策	・県は、避難先地域に対して、保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。 ・この場合において、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。
(2) 防疫対策	・県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策	県は、県地域防災計画（地震対策編）に準じて、以下の措置を講ずる。 この場合、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。 ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。 イ 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。
(2) 廃棄物処理の特例	ア 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。 イ 知事は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。 ウ 県は、平素から廃棄物処理業の許可業者による廃棄物処理能力を把握する。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	ア 県は、重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。以下同じ。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。 イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあったときには、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。
(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行	ア 県は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。なお、所有者等が移転を拒否する場合には、所有者等の正当な意見を十分に尊重しなければならない。 イ この場合において、県は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示す。

第10節 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、以下に掲げる措置を行う。

- | | |
|---|--|
| ア | 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。 |
| イ | 生活関連物資等の需給や価格動向等について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報収集に努める。 |

- (2) 知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

- | | |
|---|--|
| ア | 「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に係る措置 |
| イ | 「国民生活安定緊急措置法」に係る措置 |
| ウ | 「物価統制令」に係る措置 |

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育	・県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を実施又は支援するとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。
(2) 県税の減免等	・県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
(3) 就労状況の把握と雇用の確保	・県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。
(4) 生活再建資金の融資等	・県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保	ア 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 イ 河川、道路及び港湾の管理者である県は、河川、道路及び港湾を適切に管理する。 ウ 流域下水道の管理者である県は、下水を適切に処理するために必要な措置を講ずる。
(2) 市町による生活基盤等の確保	・上下水道事業者である市町は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給し処理するために必要な措置を講ずるものとする。
(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保	ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。 イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 ウ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。 エ 道路を管理する指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとする。

第11節 交通規制

(1) 交通状況の把握	県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
(2) 交通規制の実施	- 県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。 - 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 - 交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。
(3) 緊急通行車両の確認	緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。
(4) 交通規制等の周知徹底	県公安委員会及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。
(5) 緊急交通路確保のための措置等	ア 交通管制施設の活用 県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。 イ 放置車両の撤去等 県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。 ウ 運転者等に対する措置命令 県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。 エ 障害物の除去 県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。
(6) 関係機関との連携	県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 12 節 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 法で規定される赤十字標章等

(1) 赤十字標章等の交付及び管理	ア 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付又は使用させる。 (ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者 (イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者 ((ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。) イ 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。 (ア) 医療機関である指定地方公共機関 (イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者								
(2) 赤十字標章等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="464 840 639 1019">ア 標章</td><td data-bbox="639 840 1453 1019"> - 第一追加議定書（1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）をいう。以下同じ。）第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。） </td></tr> <tr> <td data-bbox="464 1019 639 1108">イ 信号</td><td data-bbox="639 1019 1453 1108"> - 第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報） </td></tr> <tr> <td data-bbox="464 1108 639 1198">ウ 身分証明書</td><td data-bbox="639 1108 1453 1198"> - 第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり） </td></tr> <tr> <td data-bbox="464 1198 639 1294">エ 識別対象</td><td data-bbox="639 1198 1453 1294"> - 医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等 </td></tr> </table>	ア 標章	第一追加議定書（1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）をいう。以下同じ。）第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）	イ 信号	第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）	ウ 身分証明書	第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）	エ 識別対象	医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等
ア 標章	第一追加議定書（1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）をいう。以下同じ。）第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）								
イ 信号	第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）								
ウ 身分証明書	第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）								
エ 識別対象	医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等								



白地に赤十字

表面



(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用
for PERMANENT 臨時の
TEMPORARY civilian medical personnel

氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期限満了日/Date of expiry _____



裏面

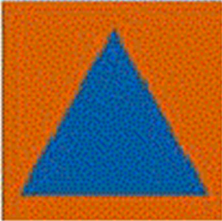
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型

2 法で規定される特殊標章等

(1) 特殊標章等の 交付及び管理	ア 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付又は使用させる。 (ア) 知事 ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員 ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 (イ) 県警察本部長 ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員 ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 イ 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。	
(2) 特殊標章等	ア 特殊標章 イ 身分証明書 ウ 識別対象	・ 第一追加議定書第 66 条 3 に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形） ・ 第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり） ・ 国民保護関係者、保護のために使用される場所等



オレンジ色
地に青の正
三角形

表面



（この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel



氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

○県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等	・県は、武力攻撃災害が発生したときには、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
(2) 通信機器の応急の復旧	・県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。
(3) 国に対する支援要請	・知事は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときには、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフラインの応急の復旧

(1) 県が管理する水道用水供給施設、流域下水道施設及び工業用水道施設の応急の復旧	・県は、武力攻撃災害が発生したときには、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
(2) 市町長及び指定地方公共機関に対する支援	・知事は、上下水道、ガス等のライフライン事業者である市町長及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフラインごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置	・県対策本部長は、武力攻撃災害による道路被害が発生したときには、広域的な避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うに必要な輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。
(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧	・県は、武力攻撃災害が発生したときには、その管理する道路、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害に対する復旧の考え方	・県は、武力攻撃災害が発生した場合には、国において整備される財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って復旧を実施する。
(2) 県が管理する施設及び設備の復旧	・県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

○県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償	・県は、県により以下の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。 ア 救援のための物資の収用及び保管命令 イ 救援のための土地、家屋又は物資の使用 ウ 武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用 エ 交通規制の際の車両その他の物件の破損
(2) 実費弁償	・県は、県の要請や指示に従って医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償する。
(3) 損害補償	・県は、県による要請を受けて以下による国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。 ア 避難住民の誘導 イ 救援 ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施 エ 保健衛生の確保

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

○県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	・市町は、国民保護措置の実施に要した費用で市町が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行うものとする。
(2) 損失補償及び損害補償	・法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償については、県の措置に準じるものとする。

第5章 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

○県国民保護計画が対象とする緊急処理事態は、第1章第5節2に掲げるとおりである。

○緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

○緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

用語集

行	用 語	説 明
あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、放射性ヨウ素が甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。
	安否情報	個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報をいう。
	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する知事が決定する。
	N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
	エルジーワン LGWAN（総合行政ネットワーク）	Local Government Wide Area Network の略称で、地方公共団体を相互に接続する行政事務のためのネットワークをいう。
	応急公用負担	武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合に、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することをいう。
か行	応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。
	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいう。
	基本指針	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施について国としての基本的な方針を示し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が国民の保護に関する計画又は業務計画を定める際の基準となる事項を定めることを目的としている。
	救援	武力攻撃事態等において避難住民等に対して行う収容施設の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等をいう。
	救援物資	救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具、飲料水、被服、燃料等の物資をいう。

行	用 語	説 明
か行	緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）	官邸から関係機関に、緊急に知らせる情報を迅速に伝達するための一斉同報システムをいう。
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
	緊急対処事態対策本部	緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する対策本部をいう。
	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の生命、身体、財産を保護するため、又は国民生活及び国民経済への影響が最小となるようにするための措置をいう。
	緊急通報	知事が、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する武力攻撃災害緊急通報をいう。
	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
	警戒区域	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときに、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は退去を命ずることができる区域をいう。
	ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員をいう。
	県国民保護協議会	県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するための組織をいう。

行	用 語	説 明
か行	県国民保護対策本部	県及び市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進するため、県が設置する対策本部をいう。
	国際人道法	武力紛争に際し戦闘員・一般住民の生命や人間的尊厳を人道的立場から保護するために認められた国際法規（ジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約追加議定書等）の総称をいう。
	国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、自らの業務に関し、国民保護措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制及び関係機関との連携などについて定める計画をいう。
	国民保護計画	政府の定める基本指針に基づき、指定行政機関の長、都道府県知事及び市町村長が、自らの業務に関し、国民保護措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制及び関係機関との連携などについて定める計画をいう。
	国民保護措置	指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の生命、身体、財産を保護するため、又は国民生活及び国民経済への影響が最小となるようにするための措置をいう。 具体的には、警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置、施設及び設備の応急の復旧、保健衛生の確保、輸送及び通信に関する措置、国民生活の安定に関する措置、被害の復旧に関する措置等をいう。
	国民保護等派遣	知事からの要請又は、国の対策本部長による求めがあったときに、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊が国民の保護のための措置を実施するための部隊等の派遣をいう。
さ行	自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
	事前配備態勢	国による県国民保護対策本部の設置の指定前において、情報の収集等を迅速に実施するための職員の配備体制をいう。

行	用 語	説 明
さ行	事態認定	政府による武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定をいう。
	実費弁償	県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、政令で定める基準に従って、その実費を支給することをいう。
	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省及び消防庁などをいう。
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
	指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 静岡県においては、平成 17 年 3 月に医療機関、静岡県道路公社、ガス事業者、運送事業者及び放送事業の 31 機関を指定した。
	収容施設	避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るため、知事が提供する施設をいう。
	ジュネーブ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約のことで、次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。 ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約(第一条約) ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約(第二条約) ・捕虜の待遇に関する条約(第三条約) ・戦時における文民の保護に関する条約(第四条約) ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書) ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)

行	用 語	説 明
さ行	生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
	生活関連物資等	食品や衣類、寝具、貸家など国民の消費生活に必要な物資及び役務を始め、国民生活に関連性の高い物資及び役務をいう。
	赤十字標章等	ジュネーブ諸条約第一追加議定書により、避難住民等に医療を実施する医療機関、医療関係者に交付する標章、信号、身分証明書をいう。
	全国瞬時警報システム（Ｊアラート）	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。
	損害補償	国、県、市町の要請を受けて国民保護措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合に、これらの原因によって受ける損害を補償することをいう。
	損失補償	武力攻撃事態等において、国民保護法の規定に基づき収用その他の処分によって加えられた財産上の特別の犠牲に対して行う補償をいう。
た行	ダーティボム	爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾で、汚い爆弾ともいう。
	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針という。）が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する事態対策本部をいう。
	対策本部長	事態対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

行	用 語	説 明
た行	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。
	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する措置及び国民保護措置などがある。
	退避の指示	目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れるための行う指示をいう。
	大量破壊兵器	核兵器、生物兵器及び化学兵器をいう。
	立入制限区域	生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する区域をいう。
	弾道ミサイル	放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイルをいう。長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。
	特殊標章等	ジュネーブ諸条約第一追加議定書により、文民保護の任務に従事する者に交付する標章、身分証明書をいう。
	特殊部隊	正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。
は行	被災情報	武力攻撃災害により発生した人的及び物的被害の情報をいう。
	非常通信協議会	電波法に基づき、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成される機関をいう。
	避難施設	住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設をいう。
	避難経路	避難のために利用される道路、路線をいう。
	避難実施要領	避難の指示を受けた市町長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領をいう。

行	用 語	説 明
は行	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
	避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
	防災行政無線	災害時に、防災情報を市町等に音声、ファクシミリによって一斉伝達し、また災害現場の状況を衛星移動中継車により映像を送信することができるシステムをいう。
ま行	ボランティア団体	一般的には自発的にある活動に参加する団体をいう。本計画においては、自発的に国民の保護のための措置に資するための活動に参加する団体をいう。
	モニタリング	原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価をいう。
や行	要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。

